

防府市小学校給食等調理等一部業務委託業者選定委員会
設置要綱

平成20年5月1日制定

(目的)

第1条 防府市の小学校及び共同調理場（防府市学校給食センターを除く。以下同じ。）において、実施している小学校及び中学校の給食（以下「小学校給食等」という。）の調理等一部業務の委託業者を選定するため、防府市小学校給食等調理等一部業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 給食調理等一部業務委託業者の選定に関すること。
- (2) その他、選定にあたって必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 小学校PTA連合会父親母親委員会代表（父親代表・母親代表）2名
 - (2) 小学校長会代表
 - (3) 小・中学校（小学校給食等の調理等一部業務委託を実施又は継続しようとする小学校及び中学校をいう。次号及び第5号において同じ。）の保護者代表各1名
 - (4) 小・中学校の校長
 - (5) 小・中学校の養護教諭
 - (6) 小学校（第3号の小学校をいう。）又は共同調理場の栄養教諭又は学校栄養職員
 - (7) 教育委員会教育長
 - (8) 教育委員会教育部学校教育課長
 - (9) 教育委員会教育部学校教育課職員（栄養士）
- (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、教育委員会教育長をもって充て、会務を総括する。

2 副委員長は、あらかじめ委員長が指名した委員とし、委員長に事故あるときは職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、公開とする。ただし、委員会が会議を公開することにより当該会議の公正かつ円滑な審議等に支障が生ずると認めるときは、公開しないことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する事項に関しての報告をもって終了する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、防府市教育委員会教育部学校教育課で行う。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月8日から施行する。